

番号	件名	提出月日	受領月日	付委員会	参議院	衆議院	備考
37	19	8					
案 地方交付税法等の一部を改正する法律	地方交付税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案					
二二二	二九	五七、二三五	五七、二二六	五七、二二六	五七、二二六	五七、二二六	
受領四二〇	受領三二六	送付月日	本院に受領又は(衆)	付委員会	参議院	衆議院	
(予)三二九	(予)三二九	(予)三二九	五七、二二六	議委員会			
可決五一	可決三二〇	可決三二八	五七、二二八	議員会			
可決五二三	可決三二二	可決三二九	五七、二二九	議本会議			
三三三	二二三	五七、二二七	五七、二二七	付委員会	衆議院		
可決四五	可決三二三	可決三二九	五七、二二九	議委員会			
可決四二〇	可決三二六	可決三二六	五七、二二六	議本会議			
本会議三一九 旨説明で趣旨聴取	本会議五七、三二九 旨説明で趣旨聴取						

○ 地方行政委員会
内閣提出法律案（六件）

審査が行われました。
質疑の主な点は、行政改革に対する政府の基本姿勢、臨調の七月基本答申に対する政府の対処方針、一括法案についての政府の考え方、車検に関連する過料の新設問題、データ通信回線利用の自由化、今後における法律廃止についての対応措置等でありまして、その詳細は会議録によって

御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案審査の過程において、防衛庁長官から過般の発言問題について遺憾の意が表明されました。

以上御報告申し上げます。

番号	件名	提出者	予備送	本院へ	参議院	衆議院	備考
40	16						
行政書士法の一部を改正する法律案	離島振興法の一部を改正する法律案	(五七、四二二) 建設委員長	(月日)	付月日	提出月日	付委員会	
委員行長政 (八一七)	八一八	五七、四二三				議委員決会	
八一九	八一八	五七、四二三 (予)	五七、四二七 可	五七、四二八 決	議本會議	付委員会	
八一九	八一九	五七、四二三 (予)	五七、四二七 可	五七、四二八 決	議本會議	議委員決会	
可 決	八一八	五七、四二三 可 決	五七、四二七 決	五七、四二八 決	議本會議	付委員会	

衆議院議員提出法律案（二件）

65	54	44
警備業法の一部を改正する法律案	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案
三一六	三一〇	二一九
受 領	受 領	受 領
四二七	五四四	四二三
(予) 可 決	(予) 可 決	(予) 可 決
三三六 七六	三一〇 七九	三二九 五一
可 決	可 決	可 決
七九	七三〇	五一三
三一六	三一〇	二一九
可 決	修 正	可 決
四三三 四二七	五四三 五一四	四一〇 四五三
可 決	修 正	可 決

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）

委員長報告

- 五七、二、二五 内閣提出
二、一六 衆可決
二、一九 参可決

要旨

本案は、今回の補正予算において昭和五十六年分所得税

の特別減税等による所得税の減収が歳入に計上されたこと

を主な内容とするものであります。

本案は、今回議題となりました法律案は、昭和五十六年度地方交付税の総額について、所得税収の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、交付税特別会計における借入額を約四百四十億円増額し、また、後年度の地方財政に資するため、借入金の償還に当たっては、所得税の特別減税に係るものは全額、残余のものについてはその二分の一に相当する額を国の一般会計から同特別会計へ繰り入れること

を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、税収の見通し、地方交付税源の確保、その他行財政の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

本案は、今回の補正予算において昭和五十六年分所得税の特別減税等による所得税の減収が歳入に計上されたこと

に伴い、地方交付税においても当初予算計上額に対しても四百三十九億六千八百万円の落込みを生ずることとなつたため、その総額の確保を図る措置として、昭和五十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を四百三十九億六千八百万円増額することとし、当該借入金の償還については、昭和六十二年度から同七十一年度までの各年度において、特別減税に係る百五十四億八千八百万円については償還額と同額、残余の額については償還額の二分の一に相当する額の臨時地方特例交付金を一般会計から同特別会計に繰り入れることにしようとするものである。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出

二、二三 衆本会議趣旨説明

三、一九 参本会議趣旨説明

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、昭和五十七年度分の所得割は、

所得金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親

族の合計数を乗じて得た金額以下の者には課さないと

する現行措置の金額に加え、控除対象配偶者又は扶養親

族を有する者の場合は、さらに九万円を加算し、その金

額以下の所得を有する者には課税しないものとする。配

偶者控除及び扶養控除の対象となる要件について、給与

所得等の限度額を二十九万円（現行二十万円）に引き上

げる。妻と死別又は離婚した者のうち、年間所得金額が

三百萬円以下であること等一定の要件を満たす寡夫につ
いても二十一万円の所得控除を行うものとする。

二、土地等の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例につ

いて、昭和五十八年度以後、当分の間、特別控除後の譲
渡益四千万円を超える部分はその二分の一相当額（現行

四千万円を超える八千万円までの部分の二分の一と八千万
円を超える部分の四分の三との合計額）を総合課税した

場合の上積税額により課税するものとともに、優
良住宅地の造成等のための土地等の譲渡および特定市街
化区域農地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、三年
度間限りの措置として住民税の軽減措置を講ずるものと
する。

三、電気供給業を行ふ法人の事業税の分割について、発電
所の所在する関係道府県に対する配分の増額をはかるた
め所要の措置を講ずるものとする。

四、不動産取得税について、特定市街化区域農地の所有者
等が新築した貸家用住宅に係る軽減措置の適用期限を三
年延長する等のほか、課税標準の特例措置の廃止等所要
の整理合理化を行う。

五、料理飲食等消費税について、旅館の宿泊等に係る免税

点を五千円（現行四千円）に、大衆飲食の免税点を二千五百円（現行二千円）に引き上げる。

六、固定資産税及び都市計画税について、昭和五十七年度の評価替えに伴う宅地等及び一般農地に係る税負担の急激な増加を調整するため、昭和五十九年度までの各年度において所要の措置を講ずる。また、市街化区域農地に対する課税の適正化措置を三大都市圏の特定の市のC農地のうち三・三平方メートル当たりの評価額が三万円以上であるものに拡大するとともに、長期営農継続農地として保全がなされたものについては、五年ごとに確認し一般農地としての税額を上回る額の納税を免除する。

七、ガス税の免税点を一万二千円（現行一万円）に引き上げる。

八、特別土地保有税について、昭和五十七年四月一日以後取得される土地及び同日前に取得された土地のうち市街化調整区域内に所在する土地で、その保有期間が十年を超えるものについては、同税を課さないこととするとともに、三大都市圏の特定の市の市街化区域内の土地について昭和六十年三月末までに取得されるもののうち免税点以下で一定規模以上のものの保有に対しては、住宅等

が建設された場合を除き、十年度分に限り課税するものとする。

九、日本国有鉄道の市町村納付金について、公害防止設備に係る特例措置の適用期限を昭和五十九年度まで延長する。

以上のはか、地方税負担の適正化等を図るため、住民税法人税割、法人事業税、固定資産税、不動産取得税等について整理合理化を行うなど所要の措置を講じようとするものである。

なお、施行期日は、ガス税の改正は昭和五十七年六月一日、料理飲食等消費税の改正は昭和五十八年一月一日、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例等の改正は昭和五十八年四月一日などとするほか、その他の改正は昭和五十七年四月一日である。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十七年度住民税所得割の非課税限度額及び料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、評価がえに伴う固定資産税の負担調整等により住民負担を軽減するとともに、市街化区域内農地に対する

る固定資産税の宅地並み課税等土地税制について適正化措

置を講ずるほか、発電所所在道府県に対する法人事業税の配分の合理化、不動産取得税の非課税措置の見直し、国鉄の公害防止設備に係る納付金の特例措置の延長等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、住民税負担の軽減、土地税制の合理化、非課税措置の整理、税収の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し志苦委員より、その提出に係る修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より、両修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して和泉委員より、また民社党・国民連合を代表して伊藤委員より、共同提出の修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、原案に反対の意見が述べられました。

採決を行いましたところ、両修正案はいずれも賛成少数で否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、個人住民税の負担の軽減を検討すること等十一項目にわたる附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

要旨

五七、二一、一二 内閣提出

二、二三 衆本会議趣旨説明
三、一九 参本会議趣旨説明
四、二〇 衆可決
五、一二 参可決

要旨

本案は、公共施設整備等財政需要の増加に対処するため各種単位費用等を改正するとともに、昭和五十七年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利償還費を基準財政需要額に算入する等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(一) 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 公共施設整備費、教育費、社会福祉費その他増加する地方公共団体の財政需要に対処するための単位費用の改正、(2) 財源対策債を廃止することに伴い、これに対応する投資的経費の基準財政需要額への算入、(3) 昭和五十六年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金の基準財政需要額への算入等について所要の改正を行う。

(二) 地方交付税の総額の特例

地方財政の現状にかんがみ、昭和五十七年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額と交付税及び譲与税配付金特別会計借入金二千九十八億円との合算額から、千百三十五億円を減額する措置を講ずる。

当該借入金の償還については、昭和六十三年度から昭和七十二年度までの間において分割して行うこととし、当該償還額に相当する額を臨時地方特例交付金として、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。また、減額した千百三十五億円について

ては、昭和五十九年度に三百八十億円、昭和六十年度に三百八十億円、昭和六十一年度に三百七十五億円を各年度の地方交付税の法定額に加算する。

なお、以上の特例措置を講ずることにより、昭和五十七年度分の地方交付税総額は九兆三千三百億円となる。

二、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

激甚災害に係る小災害債の元利補給制度を廃止し、当該地方債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案のうち、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況にかんがみ、公共施設の整備等財政需要の増加に対処するため各種単位費用等を改正し、昭和五十七年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入すること等を主な内容とするものであります。

昭和五十七年度に交付される地方交付税総額は、九兆三千二百億円が予定されております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重な審査を行い、その間税収見込みと地方財源措置、基準財政需要額の算定方法の適正化、補助金の削減と地方への負担転嫁、地方公務員の給与及び定数管理等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民會議、

日本共産党、民社党・国民連合共同提案による地方交付税率の引き上げ等を内容とする修正案について山田委員より趣旨説明が行われました。なお、本修正案に対し自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べされました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員、公明党・国民會議を代表して大川委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して伊藤委員より修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民會議を代表して名尾委員より修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって

否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案は、警察官の職務に協力援助し、または消防作業等に従事し災害を受けた者等に係る年金の受給権を担保として小口貸し付けを受けられるよう改正しようとす

るものであります。

委員会におきましては、災害給付制度の運用とあり方、消防団員等に対する災害補償制度の改善問題等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び
消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律
案（閣法第四四号）（衆議院送付）

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金
の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法
第五四号）（衆議院送付）

五七、二、一九 内閣提出

四、二三 衆可決

五、一二 参可決

五七、三、一〇 内閣提出

五、一四 衆修正

七、三〇 参可決

要旨

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正になら
つて、警察官の職務に協力援助し、又は、消防作業等に從
事して災害を受けたことにより、年金である給付又は補償
を受けている者についても、当該受給権を担保として国民
金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の貸付けが受
けられるようにするものである。

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員共済組合制度の改正

(一) 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を
恩給の増額改定措置に準じて、昭和五十七年五月分か
ら平均約五パーセント増額する。なお、増額後の給料
の額が一定額以上の者に支給する退職年金等については、昭和五十八年三月分まで、引上げ額の三分の一の
支給を停止する。

照
委員長報告
地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参

- (一) 退職年金等の最低保障額の引上げ
1 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等

に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げ、さらに同年八月分から引き上げる。

(3) 市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施

市町村職員共済組合の短期給付（附加給付を除く。）に係る掛金率の不均衡を調整するため、市町村職員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、昭和五十七年五月から財政調整事業を行う。

(4) その他、掛金及び給付額の算定基礎となる給料の最高限度額を昭和五十七年四月分から四十四万円（現行四十二万円）に引き上げ、また、昭和五十七年四月一日以後に指定都市の指定があつた場合については、指定都市職員共済組合は設けないこととする等の措置を講ずる。

二、地方団体関係団体職員の年金制度の改正
地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務

員共済組合制度における既裁定年金の年金額の引上げ、長期在職者等に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額の引上げ、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げに準ずる措置を講ずる。

三、地方議会議員の年金制度の改正

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、昭和五十七年五月分から増額改定する。

なお、衆議院において、本法律案の施行時期について、政府原案の「昭和五十七年四月一日」を「公布の日」とすることと等修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等の額を、恩給の改善措置に準じ、本年五月分から平均約5%増額し、最低保障額を引き上げるとともに、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業を実施するほか、地方団体関係団体職員及び地方議会議員の年金制度についても年金額の増額等所要の改正を行おうとするものでありますて、衆議院において施行期日等につき所要の修正が行われております。

委員会におきましては、年金の統合問題、年金改定の実

施時期、既給一時金の控除方法等について熱心な質疑が行
われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民會議、
日本共産党、民社党・国民連合の共同提案に係る年金改定
を四月から実施することを内容とする修正案について山田
委員より趣旨説明が行われました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法
律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本法律案に対して、共済組合制度の充実を図るた
めの措置について全会一致の附帯決議を行っております。
以上御報告いたします。

(付) 警備業法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）（衆議院送

要旨

本法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警
備業を営む者の要件を整備し、現行の届出制を認定制に改
めるとともに、警備員の指導及び教育について規定を整備
し、あわせて機械警備業に対する規制を新設すること等の
改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりで
ある。

- 1 一、警備業を営む者の要件及び警備業の開始手続等の整備
等に該当しないことを新たに警備業を営む者の要件に
加え、警備業を営もうとする者は法定要件を満たして
いることについて、都道府県公安委員会の認定を受け
なければならぬものとする。
- 2 認定証の交付、掲示義務、有効期間（五年）、更新、
認定の取消し及び認定証の返納等について所要の規定
を設ける。
- 3 警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業を
営ませてはならないものとする。

- 二、警備員の欠格事由の整備
- 警備員の欠格事由に、禁治産者、準禁治産者、覚せい

五七、三、一六 内閣提出
四、二七 衆可決
七、九 参可決

剤中毒者、暴力団員等を加える。

三、警備員に対する指導、教育の充実等

- 都道府県公安委員会は、警備員等について、その知識及び能力に関する検定を行うことができるものとする。

2 警備業者は、営業所ごとに、都道府県公安委員会より警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者のうちから、警備員指導教育責任者を選任しなければならないものとする。

四、機械警備業に対する規制の新設

- 機械警備業務を行おうとする警備業者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないものとする。

2 機械警備業者は、基地局ごとに、都道府県公安委員会より機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者のうちから、機械警備業務管理者を選任しなければならないものとする。また、機械警備業者は、異常発生に備えて必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置しておかねばならないものとするほか、機械警備業務を行う契約の相手方に対して、基地局及び待機所の名称及び所在地その他の事項について説明しなけれ

ばならないものとする。

五、その他の事項

聴聞の規定の整備、手数料の規定の新設、罰則の整備等所要の改正を行う。

六、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の際に警備業者である者は、施行の日から三月の間は認定を受けなくても警備業を営むことができることとする等所要の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、警備業について現行の届け出制を認定期に改め、警備業者及び警備員の欠格事由として、新たに覚せい剤中毒者及び暴力団員等を加え、警備員の指導・教育に関する規定を整備し、また、機械警備の業務を届け出制とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法改正と中小警備業者の受ける影響、欠格事由の整備等と権利保護、労働争議等に対する

警備員の介入の規制、消防警備業務の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること等七項目にわたる附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第一六号）（衆議院提出）

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年三月三十日が期限となっている離島振興法の有効期限をさらに十ヵ年間延長し、引き続き離島における定住条件の整備と地域社会の発展を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、村田衆議院建設委員長より提案理由の説明を聴取し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

五七、四、二一 衆建設委員長提出

四、二三 衆可決

四、二八 参可決

要旨

本法律案は、離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限（昭和五十八年三月三十一日）を十年延長し、昭和六十八年三月三十一日とするものであ

る。